

日 時 平成20年5月23日(金) 午前10時 開 会

出席議員 (16人)

| | |
|----------|----------|
| 1番 工藤和子 | 2番 大久保朝泰 |
| 3番 大溝雅昭 | 4番 工藤俊広 |
| 5番 工藤禎子 | 6番 村上啓二 |
| 7番 北山一衛 | 8番 佐々木隆 |
| 9番 後藤秀憲 | 10番 山田鉦一 |
| 11番 鳴海泰三 | 12番 中田博文 |
| 13番 斎藤直文 | 14番 工藤賢治 |
| 15番 福土幸雄 | 16番 村上隆昭 |

欠席議員 (なし)

出席要求による出席者職氏名

| | |
|------------------------------|-------------------------------|
| 市 長 鳴海広道 | 副 市 長 玉田 芙佐男 |
| 総 務 部 長 村上豊継 | 企画財政部長 山田良一 |
| 民 生 部 長 三浦裕寛 | 福 祉 部 長 齋藤繁人 |
| 農林商工部長兼 バイオ技術センター所長 小田桐正樹 | 建 設 部 長 佐々木武市 |
| 会 計 管 理 者 木立正博 | 上下水道部長 角田祐一 |
| 黒石病院事務局長 兼 医 事 課 長 村元英美 | 総 務 課 長 兼 検 査 指 導 監 永田幸男 |
| 財 政 課 長 成田耕作 | 税 務 課 長 鎌田幸男 |
| 国保医療課長 福土勝彦 | 福祉総務課長 奈良岡和保 |
| 健康長寿課長兼 地域包括支援センター所長 山口幸誠 | 農 林 課 長 兼 バイオ技術センター次長 工藤秀雄 |
| 監 査 委 員 廣瀬左喜男 | 教 育 委 員 会 委 員 長 篠村正雄 |
| 教 育 長 横山重三 | 教 育 部 長 鳴海勝文 |
| 選挙管理委員会 委 員 長 乗田兼雄 | 農業委員会会長 木村兼作 |

会議に付した事件の題目及び議事日程

平成20年第2回黒石市議会臨時会議事日程 第1号

平成20年5月23日(金) 午前10時 開 議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

- 第 3 報告第 2 号 平成 19 年度黒石市一般会計補正予算（第 9 号）について
- 第 4 報告第 3 号 黒石市農村地域工業等導入指定地区における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 報告第 4 号 診療報酬の算定方法の制定に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 第 6 報告第 5 号 平成 19 年度黒石市一般会計補正予算（第 10 号）について
- 第 7 報告第 6 号 平成 19 年度黒石市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）について
- 第 8 報告第 7 号 平成 19 年度黒石市老人保健特別会計補正予算（第 5 号）について
- 第 9 報告第 8 号 平成 19 年度黒石市介護保険特別会計補正予算（第 5 号）について
- 第 10 報告第 9 号 平成 19 年度黒石市西十和田ユース・ホステル特別会計補正予算（第 3 号）について
- 第 11 報告第 10 号 平成 19 年度黒石市国民健康保険黒石病院事業会計補正予算（第 2 号）について
- 第 12 報告第 11 号 平成 19 年度黒石市水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 第 13 報告第 12 号 平成 19 年度黒石市下水道事業会計補正予算（第 5 号）について
- 第 14 報告第 13 号 黒石市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例制定について
- 第 15 報告第 14 号 黒石市税条例の一部を改正する条例制定について
- 第 16 報告第 15 号 黒石市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第 17 議案第 65 号 平成 20 年度黒石市一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 18 議案第 66 号 平成 20 年度黒石市姥懐霊園墓地特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 19 議案第 67 号 平成 20 年度黒石市観光施設事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 20 議案第 68 号 平成 20 年度黒石市温泉供給事業特別会計補正予算（第 1 号）

市長提案理由説明

出席した事務局職員職氏名

| | |
|----------|--------|
| 事務局 長 | 奥野 正行 |
| 次 長 | 長谷川 直伸 |
| 主幹兼 議事係長 | 太田 誠 |
| 議事係 主査 | 山谷 成人 |

会議の顛末

午前 10 時 02 分 開 会

議長（斎藤直文） ただいまから、平成20年第2回黒石市議会臨時会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

議長（斎藤直文） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において3番大溝雅昭議員、14番工藤賢治議員を指名いたします。

議長（斎藤直文） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

議長（斎藤直文） この際、諸般の報告をいたします。

議長及び事務局長において、第60回東北市議会議長会定期総会並びに平成20年度青森県市議会議長会第1回定期総会に出席いたしましたので、別紙のとおり御報告いたします。

議長（斎藤直文） 日程第3 報告第2号から、日程第20 議案第68号まで、合わせて18件を一括上程いたします。

この際、理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

登壇

市長（鳴海広道） 今回の臨時会に提案いたしました議案の概要について、御説明申し上げます。

案件は、専決処分事項の報告及び承認について並びに平成20年度黒石市一般会計補正予算案など、合わせて18件であります。

最初に、報告第2号は、処分第2号 平成19年度黒石市一般会計補正予算（第9号）についてであります。

老人福祉センターの漏水による水道工事費の計上に伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

次に、報告第3号は、処分第3号 黒石市農村地域工業等導入指定地区における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

農村地域工業等導入促進法第10条の地区等を定める省令の一部改正に伴い、適用期限を延長するため、所要の改正を行い、専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

報告第4号は、処分第4号 診療報酬の算定方法の制定に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてであります。厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法の変更に伴い、黒石市国民健康保険条例等関係する五つの条例の整理を図るため、専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、報告第5号は、処分第5号 平成19年度黒石市一般会計補正予算(第10号)についてであります。

この年度の事業費の確定等に伴い、予算の調製を行った結果、歳入歳出とも1億1,874万1,000円を減額し、予算の総額を152億6,956万3,000円としたものであります。

歳出の主なものは、第4款 衛生費で3,689万5,000円、第8款 土木費で2,715万8,000円、第10款 教育費で2,242万2,000円など、いずれも減額補正でございます。

歳入は、第1款 市税347万7,000円、第9款 地方交付税1,312万1,000円、第13款 国庫支出金1,701万5,000円を追加したほか、第19款 諸収入1億1,783万8,000円などを減額いたしました。

次に、報告第6号は、処分第6号 平成19年度黒石市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)についてであります。給付費等の確定に伴い、歳入歳出とも1,516万5,000円を追加し、予算の総額を48億4,751万5,000円としたものであります。

報告第7号は、処分第7号 平成19年度黒石市老人保健特別会計補正予算(第5号)についてであります。給付費の確定に伴い、歳入歳出とも1,437万8,000円を追加し、予算の総額を33億2,297万3,000円としたものでございます。

次に、報告第8号は、処分第8号 平成19年度黒石市介護保険特別会計補正予算(第5号)についてであります。給付費等の確定に伴い、歳入歳出とも6,447万9,000円を減額し、予算の総額を25億6,479万4,000円としたものであります。

報告第9号は、処分第9号 平成19年度黒石市西十和田ユース・ホステル特別会計補正予算(第3号)についてであります。公債費の確定に伴い、歳入歳出とも18万6,000円を減額し、予算の総額を8,814万円としたものでございます。

報告第10号は、処分第10号 平成19年度黒石市国民健康保険黒石病院事業会計補正予算(第2号)についてであります。補助金等の確定に伴い、収益的収入を35万円減額し、総額を47億4,161万5,000円としたものであります。

次に、報告第11号は、処分第11号 平成19年度黒石市水道事業会計補正予算(第3号)についてであります。事業費の確定に伴い、資本的収入を470万円減額し、総額を2億6,750万円としたほか、資本的支出も1,008万2,000円減額し、総額を4億7,350万4,000円としたものでございます。

報告第12号は、処分第12号 平成19年度黒石市下水道事業会計補正予算(第5号)についてであります。事業費の確定に伴い、資本的収入・支出とも197万4,000円減額し、総額を7億4,616万2,000円としたものであります。

次に、報告第13号は、処分第13号 黒石市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例制定についてであります。

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、ひとり親家庭等医療費の給付対象者の範囲を継続させるため、所要の改正を行い、専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めます。

報告第14号は、処分第14号 黒石市税条例の一部を改正する条例制定についてであります。

地方税法の一部改正に伴い、個人住民税における「ふるさと納税」制度の創設や住宅ローン特別税額控除の申告手続等に係る規定の整備など、所要の改正を行い、専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めます。

次に、報告第15号は、処分第15号 黒石市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてであります。後期高齢者医療制度の施行に伴い、地方税法の一部が改正されたため、所要の改正を行ったもので、後期高齢者支援金等分の賦課限度額を定めたことと、これまで軽減適用されていた方に対して、激変緩和措置を設けたことが主な内容であります。

次に、議案第65号は、平成20年度黒石市一般会計補正予算であります。歳出において、第2款 総務費3億2,072万5,000円を減額し、第14款 前年度繰上充用金3億2,072万5,000円を追加しようとするものでございます。

議案第66号から議案第68号までは、平成20年度各特別会計補正予算についてであります。いずれも各所要額を計上し、予算の総額を増額しようとするものであります。

歳出は、いずれも前年度繰上充用金であり、歳入には、諸収入を計上いたしました。

以上、議案の内容を簡単に申し上げましたが、御審議の際、詳しく御説明いたしますので、よろしく原案どおり御議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（斎藤直文） 日程第3 報告第2号 処分第2号 平成19年度黒石市一般会計補正予算（第9号）についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。企画財政部長。

企画財政部長（山田良一） 議案綴の1ページをお開き願いたいと思います。

報告第2号は、専決処分事項の報告及び承認についてであります。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、処分第2号として、平成19年度黒石市一般会計補正予算（第9号）を、平成20年3月24日付で専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

処分内容については、別冊の平成19年度各会計補正予算書1ページで御説明いたします。

処分第2号 平成19年度黒石市一般会計補正予算（第9号）でございます。

第1表は、歳入歳出予算補正であります。3款民生費1項社会福祉費では、補正額ゼロであります。工事請負費に500万追加、扶助費を500万減額したものでございます。

第2表は、繰越明許費の補正であります。工事が3月いっぱい終わらないということで、次年度まで繰り越すということになりましたので、追加補正するものでございます。

3款民生費1項社会福祉費、事業名は老人福祉センター水道工事、金額は500万円であり。以上であります。

議長（斎藤直文） お諮りいたします。

本件については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。5番。

5番（工藤禎子） 水回りの工事をしたということですので、いつからいつまで休んだかということと。

それから、その休む期間ですね、をきちんと市民に適切に周知しましたか。その2点お聞きします。

議長（斎藤直文） 福祉部長。

福祉部長（齋藤繁人） 工藤禎子議員にお答えいたします。

まず、期間ですけれども、20年の3月13日から4月15までですが、工事完成は5月の9日工事終了ということになっております。

それから、周知の方はしてございます。以上でございます。

議長（斎藤直文） 5番。

5番（工藤禎子） この周知がきちんと私はされていないというふうに認識しているんですけども。要するに、利用する人ですね、おふろとか利用する人たちが「いつごろになるんだべねえ」と言ったときに、「再開のめどはつきません」というお話をしたり、それから、「まあ、6月くらいまでかかるべが」というふうに言ったりということで、非常にこう不安と申しますかね、利用する方に対しては不安を与えたと。

そして、割と直前にいついつから再開いたしますというふうに張り紙はしたんです。けれども、距離が結構ある人はそれがわからないんですね。で、津軽新報さんが載せてはくれたんですが、それも再開してから載せたことに、1日くらいおくれたかな。

だから、そういう意味ではきちんとやっぱり、マスコミも使ってですね、早めにいついつから再開できますよってというふうなのを教えるだとか含めて、やっぱりきちんと市民にですね、適切に周知をすべきであったのではないかというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

議長（斎藤直文） 福祉部長。

福祉部長（齋藤繁人） 至らなかった部分はあると思います。今後とも十分配慮して進めていきたいと思っております。以上です。

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認めます。

よって、報告第2号 専決処分につき承認を求めるの件は承認することに決しました。

議長（斎藤直文） 日程第4 報告第3号 処分第3号 黒石市農村地域工業等導入指定地区における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。企画財政部長。

企画財政部長（山田良一） 報告第3号は、専決処分事項の報告及び承認についてであります。地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、処分第3号として、黒石市農村地域工

業等導入指定地区における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を、平成20年3月31日付で専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

処分内容としては、農村地域工業等導入促進法第10条の地区等を定める省令の一部改正に伴いまして、同条第1条中「平成20年3月31日」を「平成21年12月31日」までに適用期限を延長したものであります。以上でございます。

議長（斎藤直文） お諮りいたします。

本件については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認めます。

よって、報告第3号 専決処分につき承認を求めるとの件は承認することに決しました。

議長（斎藤直文） 日程第5 報告第4号 処分第4号 診療報酬の算定方法の制定に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本件については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。5番。

5番（工藤禎子） 9ページの第2条、黒石市重度心身障害者医療費助成条例のところでお聞きいたします。

後期高齢者医療に伴って、65歳から69歳でもいいんですけどね、70歳になれば1割負担ですから。ただ、65歳以上の人も一定の障害があれば、後期高齢者医療制度に該当できる。だけれども、医療機関をしょっちゅう使って高度な医療も必要だという人はですね、後期高齢者に入ると、治療が一定程度制限されますから、それを取り下げて今までどおりかかりたいというふうな人がですね、何人いるかどうか。

それから、それで後期高齢者医療制度を取り下げるとですね、重度医療助成が適用にならないということを聞きました。つまり3割負担という、70になると1割負担になりますけど、その間ですね、その辺はどのようになっているのか、お聞きいたします。

議長（斎藤直文） 民生部長。

民生部長（三浦裕寛） 後期高齢者に移行する人が75歳以上になるわけですがけれども、さっきおっしゃったように、障害ある人が65歳から74歳も後期高齢者に移行できます。その人数については、国民健康保険の加入者が241名、社会保険等の方が70名で、311の方が対象になっております。

それから、障害の取り下げ云々の話については、14名の方が取り下げ申請を行っております。以上です。

議長（斎藤直文） 5番。

5番（工藤禎子） その14名の方たちは3割負担なのかどうかということですよ。だから、重度医療が適用にならないのではと思うんですけど、その辺お聞きしたいと思います。

それからもう一つはですね、10ページの第5条のところの黒石病院にかかわる問題ですがけれども、黒石病院で18年の9月から7対1の看護基準をとりました。そのために診療報酬はかなり入ってきているというふうに思います。そこで3点ぐらいお聞きいたします。

1点は、7対1の算定ができるベット数、全部のベットではないはずですから、そのベット数をお知らせ願います。

それから2点目は、その19年度の見込みでね、この7対1をとったことによる増収分はどれぐらいか、お聞きします。

それから三つ目は、看護師をですね、うれしいことに入院患者がふえているということで、看護師を8人ほど募集するということをお聞きしましたが、7対1の看護の基準というのは非常に厳しいんです。例えば、看護師さんだれかが会議とかでいなくなると、そうすれば必ず7

対1を守らなければならないので、補充できる体制でなければ切られたり、勤務評定なんかもきちんとチェックされますので、そういう点で8人の、とりあえず8人の募集で7対1も乗り切れるのかどうか、その見通し。3点お聞きいたします。

議長（斎藤直文） 民生部長。

民生部長（三浦裕寛） 障害者認定取り下げの件に関してですけれども、その理由としては、社会保険の被扶養者であった保険料を新たに負担しなければならないとか、または保険料が高額であるというのは、社会保険に入っている人がですね。それから、家族が国民健康保険に加入しているので、その保険料が変わらないので取り下げたというふうになっております。以上です。

議長（斎藤直文） 黒石病院事務局長。

黒石病院事務局長兼医事課長（村元英美） 3点ほどありましたけれども、まず1点目の7対1看護で、290床今現在あるんですが、現在の看護師の数だとどれぐらいで7対1の対応になるかということですが、現状では210床になります。

それから2点目、19年度7対1をやって、10対1との比較でどれぐらい増収になるかということですが、おおよその見込みですが2億円ほど増収になるというふうに見ております。

それから3点目、この後、6月に採用試験をやるということで8人募集するんですが、それで7対1を維持できるかという話ですが、大体7対1の1カ月平均、1日平均何床入院しているかということで算定することになっております。現状は5月の平均で220です。4月は百九十幾つということで、年間平均大体220ということで計算しておりますので、この8人の募集で、あとは多少やりくりをして充足できるというふうに思っております。以上でございます。

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認めます。

よって、報告第4号 専決処分につき承認を求めるの件は承認することに決しました。

議長（斎藤直文） 日程第6 報告第5号 処分第5号 平成19年度黒石市一般会計補正予

算（第10号）についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本件については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。5番。

5番（工藤禎子） 38ページの民生費のところの1目20節、福祉灯油の助成事業ですけれども、見込みよりも235万2,000円ほど減になったわけですが、実際上の実績っていいですかね、結果っていいですか、どのような数と、あとその理由ですね、見込みより減った理由っていいですか、それをお聞きしたいと思います。

それから50ページ、教育費のところの3目指導費のところでお聞きいたします。

今、あしたから始まる「人体の不思議展」なんですけれども、きのう私の子供が通う小学校でこの割引券を全部の生徒に配布をしております。で、これを推進するといいいますかね、そういう市教委の考え方をまずお聞きしたいというふうに思います。

議長（斎藤直文） 福祉部長。

福祉部長（齋藤繁人） 38ページの灯油購入助成事業扶助について、答弁いたします。

まず、実績ですが、当初1,500世帯からリストを作成しまして、実際は対象世帯数が1,011世帯数で動きました。で、交付世帯数が912世帯、交付率が90.2%となりました。

当初1,500世帯でしたけれども、リストをつくる際にはちょっと粗く見まして、それから入所施設に入っている人とか、生活保護受給者とか、例えば高齢者と障害者がダブっているとか、そういうもろもろのものを除外しまして1,011世帯でスタートしたということです。以上です。

議長（斎藤直文） 教育部長。

教育部長（鳴海勝文） ただいまの「人体の不思議展」についての考え方でございますが、教育委員会としては、人体の仕組みを知るといことは、親子で一緒にそういうものを見ながらですね、語り合える機会になればいいなということで考えておりまして、側面から応援してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（斎藤直文） 5番。

5番（工藤禎子） 対象人数から見ても約100人くらい、要するに受けれるのに受けなかったということがありますよね、その内容もお知らせ願いたいというふうに思います。

それから、「人体の不思議展」なんですけれども、本物の人体なんです。それは皆さんも知っているかとも思うんですけれども、それを樹脂加工して標本された形で展示をされております。で、やっぱりその人体の中には、プレート状に水平にスライスしたものとか含めて飾ってあるんですね。そして、その死体って言うと変なんですけどもね、その展示されている標本はすべて中国人ですね。で、死刑囚だとか含めた人が多いわけなんです。

で、この樹脂加工、セラミック加工を研究した人はドイツの科学者なんですけれども、ドイツで人体実験いろいろしたんだけれども、いろいろと規制が厳しくて本物の死体が手に入らないっていうので、中国にですね、いろんな闇のルートでもないんだけれども、中国ってというのは割とそういうのがあいまいになっていますから、そういう形ですね、そろえたものなんですよ。

それとね、あと子供との関係でですね、見た場合にどのようなことになるのかなということなんですけれども、胎児なども標本になっております。そうすると、実際それが教育的にだとか学術的に適切なものかどうかというのを非常に感ずるわけです。

実際、本当の死体と言っても、水分とか全部脱水した状態の中でやってますから、今アニメとかいろんな関係、感覚の中に染まっている子供たちにとって、本当にそれがいいものになるかどうか、見るのがね。それも今疑問が投げかけられておまして、實際上、こういう問題が大きいことから日本医師会、日本医学会、日本赤十字社、日本看護協会ってというのは後援を、後援ってというのは応援するっていう後援を取りやめているという状態なのでですね、一応その教育現場にいろいろとかかわっている市教委として、もうちょっと一考願いたいなというふうに思っていますけれども、どうでしょうか。

議長（斎藤直文） 教育部長。

教育部長（鳴海勝文） ただいまの工藤議員の御質問であります。これは標本の集め方その他については、いろいろ議論があるのは私もよく理解しております。ただしながら、子供たちの小さい、幼い時期から命の大切さ、人体の仕組みをよく知るということは、本人自身の、見た方が命を守る、自分を大切にすることから、非常に私は重要であるというふうに考えております。そのことから、病気にかからない体づくりとか、命を大事にする体づくりとか、けがをしないような体づくりをしていくということは、非常に教育上有意義なものであるというふうに私は認識しております。以上であります。

議長（斎藤直文） 福祉部長。

福祉部長（齋藤繁人） 減になった理由をお答えいたします。

交付対象世帯1,011全世帯に毎戸通知をしました。申請受付期間が2月いっぱいということで842世帯の申請でした、率でいけば83.3%。灯油券が3月の末まで使えるということでしたので、1カ月延長しまして、最終的には交付申請件数が912世帯ということになりました。3月15日号の広報も使い、個人にも電話をしました、民生委員もお願いして。それでこういう結果になったという状況です。以上でございます。

議長（斎藤直文） 7番。

7番（北山一衛） 50ページから、10款教育費に関連いたしまして、今、中国では大変な地震が発生しました。被災者には心から御冥福をお祈りするものであります。

それですね、黒石の小学校、中学校のですね、老朽度・耐震度調査が行われたと思えますけれども、黒石の現状は、校舎はどうなっているのか、現状をお知らせ願いたいと思います。

議長（斎藤直文） 教育部長。

教育部長（鳴海勝文） 黒石市教育委員会では、これまで耐震に対する優先度調査を行っております。で、これまで文部科学省から示された基準が昭和55年に改正されております。それ以前の校舎の建築、いわゆる東英中学校、黒石小学校等については、これは建築年数が古くなっておりますので、耐震度調査をしなくてもですね、耐震が必要であると、強化策が必要であるというふうな認識をしております。

それ以外の新しく55年以降に建設された学校、小学校、中学校については、基準を守られて建設されておりますので、現段階では耐震強化は必要ないものというふうに考えておまして、現状では東英中学校、黒石小学校等々に対して耐震調査が必要だし、それに対する対応が必要だというふうには認識しております。

しかし、いかんせん財政的な問題もございますので、今現在はそういう状態で経緯しているということで御理解いただきたいと思います。以上です。

議長（斎藤直文） 7番。

7番（北山一衛） 今の御説明ですと財政的な問題ということで、なかなか思うようにこれから改修等ができないという御答弁でしたけれども、やはり災害はいつ起こるかわかりません。やはり人命が私は第一だと思います。

ですから、あと、今、国の方では改修に対しまして補助率アップを行われております。ですから、財政の面も大切ではございますけれども、やはりこれからは小学校、中学校をどうしていくのかという、学区の編成の問題もあると思いますので、教育委員会の方で何とか早急に小学校、中学校の子供たちの安全を守っていただきたいと思いますので、早期に解決・対策をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（斎藤直文） 教育部長。

教育部長（鳴海勝文） 北山議員御指摘のとおり、教育の原点は人づくり、人の命を守る、安全を守ることが第一でありますので、財政関係等とも協議しながら速やかに対応してまいりたいと思います。以上であります。

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認めます。

よって、報告第5号 専決処分につき承認を求めるの件は承認することに決しました。

議長（斎藤直文） 日程第7 報告第6号 処分第6号 平成19年度黒石市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。民生部長。

民生部長（三浦裕寛） 報告第6号について、御説明いたします。

報告第6号は、専決処分手項の報告及び承認についてであります。給付費等の確定に伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成19年度黒石市国民健康保険特別会計補正予算を専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

別冊、平成19年度各会計補正予算書の57ページをお願いします。

処分第6号は、平成19年度黒石市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）であります。第1条 歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ1,516万5,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ48億4,751万5,000円にしたものです。

歳入歳出予算の補正、款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の額は、次のページ、第1表のとおりになります。

内訳を歳出から御説明しますので、63ページをお願いします。

主なものは、歳出2款保険給付費1項2目退職被保険者等療養給付費に2,000万円の追加補正についてであります。給付費の確定によるものです。

次ページをお願いします。4項1目出産一時金について、770万円の減額補正であります。

が、当初予算では82人の出産を見込みましたけれど、22人少ない60人であったことによるものです。

次に、5項1目葬祭費に57万円の追加補正であります。当初予算では290件の見込みでしたけれども、19件多い309件であったことによるものです。

次に、8款諸支出金2項1目直営診療施設勘定繰出金に31万9,000円の追加補正であります。黒石病院において実施している健康管理事業、訪問診療、訪問看護在宅ケアサービス及び指導を行っているもので、その事業が確定したことによるものです。

予備費については、歳入歳出の予算の調製によるものです。

61ページにお戻り願います。事項別明細書の総括、3款国庫支出金に31万9,000円を追加し、5款県支出金に1,998万円を追加。7款繰入金は513万4,000円の減額ですが、いずれも国・県の交付金の確定によるものです。以上です。

議長（斎藤直文） お諮りいたします。

本件については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認めます。

よって、報告第6号 専決処分につき承認を求めるの件は承認することに決しました。

議長（斎藤直文） 日程第8 報告第7号 処分第7号 平成19年度黒石市老人保健特別会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本件については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認めます。

よって、報告第7号 専決処分につき承認を求めるの件は承認することに決しました。

議長（斎藤直文） 日程第9 報告第8号 処分第8号 平成19年度黒石市介護保険特別会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本件については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

お諮りいたします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、報告第8号 専決処分につき承認を求めるの件は承認することに決しました。

議長(斎藤直文) 日程第10 報告第9号 処分第9号 平成19年度黒石市西十和田ユース・ホステル特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。農林商工部長。

農林商工部長兼バイオ技術センター所長(小田桐正樹) 報告第9号について、御説明申し上げます。

報告第9号は、専決処分事項の報告及び承認についてであります。公債費の確定に伴い、平成19年度黒石市西十和田ユース・ホステル特別会計補正予算を処分第9号として、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成20年3月31日専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により別紙のとおり報告し、承認を求めようとするものであります。

別冊をお願いします。別冊平成19年度の各会計補正予算書の89ページをお開き願います。

処分第9号 平成19年度黒石市西十和田ユース・ホステル特別会計補正予算(第3号)でございます。

平成19年度黒石市西十和田ユース・ホステル特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

まず、歳入歳出予算の補正ですが、第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ18万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,814万円とするものでございます。

それでは、歳出から御説明申し上げます。94ページをお開き願います。歳出1款公債費1項公債費でございますが、一時借入金利子の確定により、18万6,000円を減額補正しております。

次に、歳入ですが、93ページの事項別明細書をお開き願います。1款繰入金を同じく18万6,000円減額補正したものでございます。以上でございます。

議長(斎藤直文) お諮りいたします。

本件については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思っておりますが、御異議ありま

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。
お諮りいたします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、報告第9号 専決処分につき承認を求めるの件は承認することに決しました。

議長(斎藤直文) 日程第11 報告第10号 処分第10号 平成19年度黒石市国民健康
保険黒石病院事業会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。黒石病院事務局長。

黒石病院事務局長兼医事課長(村元英美) 報告第10号について、御説明を申し上げます。

報告第10号は、専決処分の報告及び承認についてであります。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、処分第10号 平成19年度黒石市国民健康
保険黒石病院事業会計補正予算(第2号)について、平成20年3月31日付で専決処分を行
いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

詳細については、別冊99ページをお開きいただきたいと思います。

収入の部、病院事業収益ということで、総額47億4,196万5,000円から35万円
を減額し、総額47億4,161万5,000円とするものであります。その内訳としては、
医業外収益、その他医業外収益を35万円減額したものでございます。以上でございます。

議長(斎藤直文) お諮りいたします。

本件については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありま
せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

お諮りいたします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、報告第10号 専決処分につき承認を求めるの件は承認することに決しました。

議長(斎藤直文) 日程第12 報告第11号 処分第11号 平成19年度黒石市水道事業会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本件については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

お諮りいたします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、報告第11号 専決処分につき承認を求めるの件は承認することに決しました。

議長（斎藤直文） 日程第13 報告第12号 処分第12号 平成19年度黒石市下水道事業会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。上下水道部長。

上下水道部長（角田祐一） 報告第12号について、御説明申し上げます。

報告第12号は、専決処分事項の報告及び承認についてであります。公共下水道事業の確定に伴いまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成19年度黒石市下水道事業会計補正予算を専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

それでは、別冊19年度各会計補正予算書107ページをお開き願います。

処分第12号は、平成19年度黒石市下水道事業会計補正予算（第5号）についてであります。

第1条については総則を定めております。

第2条は、19年度黒石市下水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を補正したものであります。収入及び支出ともに197万4,000円を減額補正し、総額を7億4,616万2,000円にしたものでございます。資本的支出では、第1項建設改良費のうち、1目公共下水道事業費を197万4,000円減額しております。主な内訳としては、汚水柵新設工事費139万6,000円を減額。補償費42万1,000円の減額でございます。資本的収入では、第3項負担金2目他会計負担金を197万4,000円同額減額しております。

第3条は、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費の補正であります。その内訳といたしましては、職員給与12万6,000円の減額補正であります。

なお、111ページの予算実施計画、資金計画、113ページの予定貸借対照表については、説明を省略させていただきます。以上でございます。

議長（斎藤直文） お諮りいたします。

本件については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認めます。

よって、報告第12号 専決処分につき承認を求めるの件は承認することに決しました。

議長（斎藤直文） 日程第14 報告第13号 処分第13号 黒石市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。福祉部長。

福祉部長（齋藤繁人） 御説明いたします。

報告第13号は、黒石市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例制定でございます。この報告第13号は、報告第4号と同じく、診療報酬の算定方法の変更に伴い、法の整備をしたものでございます。

提案理由は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の一部改正に伴い、ひとり親家庭等医療費の給付対象者の範囲を継続させるため、黒石市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例を専決処分したものでございます。

29ページをお開きください。

改正内容でございますが、黒石市ひとり親家庭等医療費給付条例第2条第5項に第1号から第6号まで医療保険確保が列記されておりますので、それに第7号として、（7）高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）を加え、第2条第6項第1号中の（昭和57年法律第80号）が前条にも同じ記述がありますので、削るものでございます。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の黒石市ひとり親家庭等医療費給付条例の規定は、平成20年4月1日から適用するものでございます。以上でございます。

議長（斎藤直文） お諮りいたします。

本件については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

お諮りいたします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、報告第13号 専決処分につき承認を求めるの件は承認することに決しました。

議長(斎藤直文) 日程第15 報告第14号 処分第14号 黒石市税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本件については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。5番。

5番(工藤禎子) この中身ではですね、公的年金から自動的に天引きすると、市税をですね、65歳以上の公的年金受給者から。それが平成21年10月支給分からというふうな対応になっています。今でも年金受給者の方は介護保険引かれ、65歳以上ですね、後期高齢者医療保険料を引かれ、それから、ことしの10月からだと思いますけれども、国保税の天引きもされ、そしてさらに来年市税の天引きもされるということではね、もう大変な状態になることに、やっぱり賛成するというわけにはいきません。

今、全国で憲法第25条の生存権を守る戦い。それから、その人の財産権ですね、公的年金というその人が払ってきた、働いて。それが入ってくるその人のお金をですね、勝手に容赦なく天引きをするということが財産権の侵害になるのではという形で、今、至るところで裁判闘争をしているという現状がありますので、それらも考え合わせた上で、私は反対するものであります。

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本件については、これを承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（斎藤直文） 起立多数であります。

よって、本件については、これを承認することに決しました。

議長（斎藤直文） 日程第16 報告第15号 処分第15号 黒石市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本件については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。5番。

5番（工藤禎子） 国民健康保険税条例の一部改正に反対するものであります。

これは後期高齢者の制度の導入に伴っての部分があります。国保税の限度額は少し下がりますが、そのかわりに介護保険、後期高齢者支援金等の分の賦課限度額が12万円になると。そ

うすると、足すとプラスに、増税になるというような内容でありますから、根本的に後期高齢者は見直し、撤回するしかないという考えを我が党は持っておりますから、そういう立場からいっても認めるわけにはいかないということで、反対するものであります。

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本件については、これを承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（斎藤直文） 起立多数であります。

よって、本件については、これを承認することに決しました。

議長（斎藤直文） 日程第17 議案第65号 平成20年度黒石市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（斎藤直文） 日程第18 議案第66号 平成20年度黒石市姥懐霊園墓地特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（斎藤直文） 日程第19 議案第67号 平成20年度黒石市観光施設事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。
本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第20 議案第68号 平成20年度黒石市温泉供給事業特別会計補
正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。
お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありま
せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。
本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 以上で、今期臨時会に上程されました議案の審議は全部終了いたしました。

これにて平成20年第2回黒石市議会臨時会を閉会いたします。

午前11時03分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成20年5月23日

黒石市議会議長 斎藤直文

黒石市議会議員 大溝雅昭

黒石市議会議員 工藤賢治